

平成21年10月から、老齢基礎年金など公的年金からの特別徴収（天引き）制度が開始されます。この制度は、納税方法が追加されるものであり、年税額の計算方法（負担額）が変わるものではありません。

## 1 特別徴収の対象となる方

当該年度の初日（4月1日）現在、老齢基礎年金などの支払を受けている65歳以上の方で、前年中の公的年金所得に係る住民税の納税義務がある方。

## 2 特別徴収の対象となる年金の種類

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金及び遺族年金などの非課税年金から住民税は天引きされません。

## 3 特別徴収の中止について

特別徴収開始後、

- ①対象者が死亡または他の市区町村へ転出したとき
- ②年金所得に係る税額が変更になったとき
- ③年金の支給停止等が発生したとき

以上の理由によるときは、特別徴収が中止となり、普通徴収(納付書により市役所か金融機関で納める方法又は口座振替)により納めていただくこととなります。

例) この制度に該当し、年金所得に係る年税額が開始初年度 60,000 円、次年度 57,000 円の場合

開始初年度						
年金支払月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納税方法	-	普通徴収 (対象年税額 の1/4)	普通徴収 (対象年税額 の1/4)	特別徴収 (対象年税額 の1/6)	特別徴収 (対象年税額 の1/6)	特別徴収 (対象年税額 の1/6)
税額	-	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000
次年度(開始2年目)						
年金支払月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納税方法	特別徴収(仮 徴収、前年度2 月分と同額)	特別徴収(仮 徴収、前年度2 月分と同額)	特別徴収(仮 徴収、前年度2 月分と同額)	{57,000円-(仮 徴収30,000 円)}×1/3	{57,000円-(仮 徴収30,000 円)}×1/3	{57,000円-(仮 徴収30,000 円)}×1/3
税額	10,000	10,000	10,000	9,000	9,000	9,000

※ 例)において、開始初年度6月・8月の普通徴収は、納付書や口座振替で納めていただきますので、年金からの天引きはありません。

- ※ 今まで、給与から全ての所得を特別徴収されていた方も、公的年金の所得に対する税額については、老齢年金等から天引きされることとなります。また、65歳未満の方は、公的年金からの特別徴収対象者ではありませんが、今回の税法改正により、公的年金所得に対する税額は給与から天引きできなくなるので普通徴収となります。
- ※ 6月の当初課税時に年金からの特別徴収該当者であっても、介護保険料などの判定作業に伴い、普通徴収に変更になることがあります。